

令和 5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：北本市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	82.4	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	80.2	%
全職員	57.1	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	103	%
本庁課長相当職	97.1	%
本庁課長補佐相当職	96.8	%
本庁係長相当職	104.2	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	113	%
31～35年	87.7	%
26～30年	82.3	%
21～25年	87.2	%
16～20年	82.5	%
11～15年	81	%
6～10年	84.5	%
1～5年	76.8	%

【説明欄】

- ・週の勤務時間が正規職員の勤務時間に満たない職員は、それぞれの勤務時間に応じた割合で人数を換算している。
- ・給与水準の高い課長相当職以上に男性が多いことにより、全職員の男女間給与差異が大きくなっている。
- ・扶養手当や住居手当を受け取っている職員に男性が多い。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。